

11 経済産業省 特区臨時提案 再検討要請

管理コード	110010	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	「意匠権及び商標権の登録出願手続」の知的財産管理技能士資格を有する行政書士への開放	都道府県	香川県
提案主体名	個人		

制度の所管・関係府省庁	総務省 経済産業省
該当法令等	弁理士法
制度の現状	弁理士法第75条により、意匠、商標登録出願手続を含む工業所有権に関する特許庁への手続の代理及び書類の作成については、弁理士の専権業務とされている。

求める措置の具体的な内容
知的財産管理技能士資格を有する行政書士が「意匠権及び商標権の登録出願手続」を行う。
具体的な事業の実施内容・提案理由
弁理士は産業財産権(特許・実用新案・意匠・商標)の登録出願手続を独占しているにもかかわらず、絶対数が少なく、しかも都市部に集中・偏在しており、弁理士が少ない「弁理士過疎地域」では弁理士はサービス供給義務を果たしておらず、企業は不便を強いられている。 行政書士は全国に4万人いる地域密着の法律専門家であり、知的財産権業務として、産業財産権の権利変動登録手続、植物新品種及び著作権の登録手續、ライセンス契約書等の作成・交渉を行っており、行政書士は知的財産権全般に関する一定の実務能力が担保されている。さらに、知的財産管理技能士資格を有する行政書士は「意匠権及び商標権の登録出願手続」における相当の能力が担保されている。 「弁理士過疎地域」における企業の利便性の向上の観点から、知的財産管理技能士資格を有する行政書士が「意匠権と商標権の登録出願手続」を行えるようにすべきである。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	-
商標登録出願の手続代理においては、出願人が事業等において使用を考えている商品や役務を適切に指定するとともに、他の商標との類似性・識別力に対し的確な判断を行うことで、出願人が求める商標権の権利範囲に応じて適切かつ的確に出願し、権利を取得できるよう業務を遂行する必要があるが、そのためには、弁理士が有する商標制度を含む知的財産制度についての高度な専門的知識と能力が不可欠である。				
また、意匠制度は特許制度等と同様に創作を保護するものであって、特許法、実用新案法に規定される新規性や進歩性などの登録要件と同等のものが、意匠法にも規定されている。そのため、出願を行う際には、出願に係る意匠がこれらの登録要件を満たすか否か、といった判断を行う必要がある。また、意匠法の規定の多くが特許法の準用規定であることを鑑みると、意匠登録出願の手続代理においても、特許出願手続と同様に、弁理士が有する知的財産制度についての高度な専門的知識と能力が不可欠である。				
仮に、的確な判断が行われなかった場合、依頼人のみならず、利害関係者に対して不測の損害、不利益を与えるおそれがある。				

また、意匠、商標登録に係る手続きは、出願のみで完了するものではなく、最終的に登録となるまでには、出願後における審査官からの通知に対する意見書、補正書等の作成、審判や訴訟への対応など、多種の業務に対応することが必要となる。意匠、商標登録出願に当たっては、そうした手続を視野に入れた慎重な対応が求められる。

したがって、意匠、商標登録出願の代理業務は、産業財産権全般に関する専門的な知識や能力を有する弁理士が行うことが必要である。

この点、行政書士となるための行政書士試験においては、意匠、商標に関する試験科目は存在せず、行政書士であることをもつてして、知的財産制度に関する専門的知識・能力が担保されているとはいえない。

また、知的財産管理技能士は、企業・団体の内部において、知的財産の管理、活用を行う能力を証明するものであって、弁理士に求められているような特許庁への手続に関する専門的知識・能力を担保するものではない。

したがって、知的財産管理技能士である行政書士について、登録出願手続業務を担わせることは適切でない。

また、現在、弁理士の存在しない都道府県は無く、弁理士数が多いとは言えない地域に対しては、日本弁理士会が、地域窓口責任者を配置するとともに、各地域に出張可能な弁理士を検索することを可能とするなど、各種対応を行っている。なお、地方におけるユーザーへのサービスの問題と、行政書士に出願手続きを開放することとは、直接関係するものではないため、各々独立の問題として対応すべきものと考える。

○再検討要請

再検討要請

右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討願いたい。

提案主体からの意見

知的財産管理技能士は、その登用試験は知的財産法全般であり、企業や団体等における発明、実用新案、意匠、商標等の知的財産の創造・保護・活用を目的とした業務を行う職種であり、特許庁への手続に関する専門的知識・能力が担保されている。

旧司法試験には知的財産法に関する試験科目は存在せず、新司法試験には論文式試験の選択科目として知的財産法が存在するのみであるが、すべての弁護士は弁理士登録により弁理士業務全般を行うことができる。

弁理士過疎地域における企業の利便性向上や専門家の人才活用の観点から、弁理士業務の一部開放は妥当である。